

第 1 審議会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる保有個人情報が存在しないことを理由として行った非開示決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成23年 4月14日、異議申立人は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、異議申立人の母について、〇〇病院（以下「本件病院」という。）が平成21年〇月〇日に起こした医療事故（以下「本件事故」という。）に関し、立入検査実施要領第 7第 3項の事故報告に基づき、必要な措置をとるよう指導したことは何かについてわかるもの（以下「本件請求文書」という。）に関する個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 平成23年 4月28日、実施機関は、本件開示請求に対して、本件請求文書が存在しないことを理由として、非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- 3 同年 6月21日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

- 1 異議申立ての趣旨
本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。
- 2 異議申立ての理由
異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。
本件開示請求は平成23年 4月14日に行ったものであり、立入検査については報告書にも記載があることから、必要な措置をとるよう指導したことはある。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 名古屋市南区南保健所（以下「南保健所」という。）が本件病院に立入検査をしたのは、平成21年〇月〇日及び平成22年〇月〇日の定例立入検査並びに平成23年〇月〇日及び同年〇月〇日の随時立入検査である。

そして、その内容を文書として作成したのは、同年 5月13日に健康福祉局健康部保健医療課（以下「保健医療課」という。）に提出した事故報告書（以下「保健所作成報告書」という。）が初めてである。

- 2 同月〇日、異議申立人は、本件事故を保健所が確認した日付及び確認した南保健所の医療監視員名に関する個人情報開示請求を行った。

同月〇日、実施機関は、当該開示請求に対して、保健所作成報告書を特定し、一部開示決定を行った。

- 3 異議申立人は、本件開示請求は同年 4月14日に行ったものであり、立入検査については報告書にも記載があることから、南保健所が本件病院に対して必要な措置をとるよう指導したことはあると主張しているが、これは、上記 2で述べた別件の個人情報開示請求に対して一部開示した保健所作成報告書の内容から主張していると考えられる。

上記 1で述べたように、南保健所は本件病院に対して立入検査を行い、指導等を行っているので、異議申立人の主張の内容自体は認めるが、保健所作成報告書を作成したのは同年 5月13日であり、本件開示請求日の時点において当該文書は存在していない。

したがって、異議申立人の主張は、非開示決定を取り消す理由には当たらない。

第 5 審議会の判断

1 争点

本件請求文書が存在するか否かが争点となっている。

2 本件事故への対応について

当審議会の調査によると、本件事故に関し、次の事実が認められる。

- (1) 平成21年〇月〇日、本件病院において本件事故が発生した。

- (2) 同年〇月〇日、南保健所は、本件病院に定例立入検査（以下「平成21年度定例立入検査」という。）を行った。

その際、南保健所は、本件病院に対し事前に医療安全管理チェックリス

ト（以下「チェックリスト」という。）及び病院立入検査参考資料（以下「参考資料」という。）を送付し、本件病院は、チェックリストの各調査項目について自己点検を行うとともに、参考資料の調査項目についても記載し、南保健所へ提出した。

南保健所は、本件病院の自己点検結果をもとにチェックリストの各調査項目について確認を行うとともに、参考資料をもとに、本件病院への聞き取り調査、現場確認等を実施した。その際、南保健所職員は、本件病院からの聞き取り内容の記録（以下「本件記録①」という。）を作成した。

また、南保健所は、本件病院から本件事故に関するメモ（以下「病院作成メモ」という。）を收受した。

- (3) 平成22年〇月〇日、南保健所は、平成21年度定例立入検査の結果、不適合には至らないが改善を検討させたい事項（以下「検討要望事項」という。）があったとして、病院立入検査結果通知書（様式 7-2）（以下「結果通知書」という。）にて本件病院の管理者宛てに通知を行った。

また、南保健所は、当該通知を行った後、検討要望事項等を記載した医療監視実施結果表を作成した。

- (4) 同年 5月11日、南保健所は、本件病院から事故報告書（様式15）（以下「病院作成報告書」という。）を收受し、病院作成メモは廃棄した。

- (5) 同年〇月〇日、南保健所は、本件病院に定例立入検査（以下「平成22年度定例立入検査」という。）を行った。

その際、南保健所は、本件病院に対して、平成21年度定例立入検査と同様に、本件病院から事前に提出されたチェックリスト及び参考資料の各調査項目について、調査及び確認を行うとともに、院内感染対策の重点確認表（以下「重点確認表」という。）の各調査項目についても確認を行った。

また、南保健所職員は、本件病院への指摘事項や本件病院からの聞き取り内容等の記録（以下「本件記録②」という。）を作成した。

- (6) 平成23年〇月〇日、本件病院の職員が、本件事故に関する説明のため南保健所を来訪した。

その際、南保健所職員は、本件事故当時の本件病院の状況や今後の対策等に関する本件病院からの聞き取り内容の記録（以下「本件記録③」という。）を作成した。

- (7) 同年〇月〇日、南保健所は、本件病院に随時立入検査を行った。
- (8) 同月〇日、南保健所は、平成22年度定例立入検査の結果、検討要望事項があったとして、結果通知書にて、本件病院の管理者宛てに通知を行った。
また、南保健所は、当該通知を行った後、検討要望事項等を記載した医療監視実施結果表を作成した。
- (9) 同年 4月14日、異議申立人は、本件開示請求を行った。
- (10) 〇月〇日、南保健所は、本件病院に随時立入検査を行った。
その際、南保健所職員は、本件病院からの聞き取り内容の記録（以下「本件記録④」という。）を作成した。
- (11) 同年 5月13日、南保健所は、保健医療課に保健所作成報告書を提出した。

3 本件事故に関して南保健所が本件病院に必要な措置をとるよう指導した内容（以下「本件指導内容」という。）を記載した事故報告書の有無について

- (1) 名古屋市医療法第25条に基づく立入検査実施要領（平成22年 8月24日健康福祉局健康部保健医療課長決裁）で定める事故報告書（様式15）は、保健所が医療機関からの聞き取り内容等に基づいて作成し、保健医療課へ報告するものである。当該様式には「保健所の対応、指導等」を記載する欄があり、当該欄は保健所が行った医療機関に対する立入検査の状況、指示内容、今後の確認予定等を記載することとなっている。
- (2) 病院作成報告書は、本件病院が、平成21年度定例立入検査の際に南保健所から受け取った事故報告書（様式15）の用紙に、本件事故の概要、本件病院による本件事故に対する事後の対応、原因究明・防止等の取組み等を記載し、南保健所に提出したものである。当該報告書の「保健所の対応、指導等」欄は空白となっており、本件指導内容の記載がないことから、本件請求文書に該当しないと認められる。
- (3) なお、南保健所が「保健所の対応、指導等」欄に本件指導内容を記載した保健所作成報告書は、平成23年 5月13日に南保健所から保健医療課へ提出されたものであることから、本件開示請求の時点においては作成されていないと認められる。

(4) 以上から、本件開示請求がなされた時点では、本件指導内容を記載した事故報告書は存在していないと認められる。

4 事故報告書以外の本件指導内容を記載した行政文書の有無について

上記 2で述べたとおり、平成21年度定例立入検査、平成22年度定例立入検査、随時立入検査及び本件病院の職員による来訪（以下これらを「本件立入検査等」という。）の際に南保健所が作成又は取得した文書として、チェックリスト、参考資料、結果通知書、医療監視実施結果表、重点確認表及び本件記録①から本件記録④まで（以下これらを「本件記録」という。）が存在することから、以下、これらが本件請求文書に該当するか否かについて検討する。

(1) チェックリスト、参考資料、結果通知書、医療監視実施結果表及び重点確認表について

ア チェックリスト及び重点確認表について内容を確認したところ、各調査項目に関する調査結果が記載されているのみで本件事故に関する南保健所の対応、指導等に関する記載は確認できなかった。

イ 次に、参考資料について内容を確認したところ、病院の人的、物的設備や編成に係る情報が記載されているのみで、本件事故に関する南保健所の対応、指導等に関する記載は確認できなかった。

ウ また、結果通知書及び医療監視実施結果表について内容を確認したところ、本件病院の設備や防災訓練の実施について、検討要望事項等が記載されているが、本件事故に関する記載は確認できなかった。

エ したがって、チェックリスト、参考資料、結果通知書、医療監視実施結果表及び重点確認表は、本件請求文書に該当しないと認められる。

(2) 本件記録について

ア 本件記録は、本件立入検査等の際に、南保健所職員が、本件病院からの聞き取り内容等を記録したものであり、その内容を確認したところ、本件指導内容の記載が確認できたことから、本件記録が本件請求文書に該当するか否かを検討する。

(ア) 条例第18条第 1項では、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる」と規定されており、保有個人情報とは、条例第 2条第 2号ただし書で、名古屋市情報公開条例（平

成12年名古屋市条例第65号) 第 2条第 2号に規定する行政文書に記録されているものに限ると規定されている。

(イ) 行政文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。

イ そこで、本件記録が、実施機関の職員によって職務上作成し、又は取得された文書か否かについて判断する。

本件記録は、本件立入検査等の際に、南保健所職員が、本件病院からの聞き取り内容等を記録したものであることから、実施機関の職員が職務上作成した文書であると認められる。

ウ 次に、本件記録が、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が管理しているものか否かについて判断する。

(ア) 実施機関は、本件記録が個人的に作成されたものであり、事故報告書の作成のための基礎資料であるものの、南保健所において供覧等が行われていないと主張している。

(イ) 確かに、本件記録は、職員が個人で所有しているノートなどに記録されており、その内容において、日付の誤記載などが見受けられるほか、走り書きによって記録されたものであることから、南保健所において、供覧等の事務処理がなされているとは認められない。

(ウ) また、本件記録の保管状況を確認したところ、記録を作成した職員の机にて封筒に入れて、又は個人の備忘録用のノートとして保管されており、当該職員が個人的に管理していたとのことである。

(エ) したがって、本件記録は、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が管理しているものではないと認められる。

エ 以上のことから、本件記録は、行政文書には該当せず、職員のメモであると認められることから、本件請求文書に該当しないと認められる。

オ また、本件記録④については、本件開示請求の時点以降の随時立入検査の際に南保健所職員が作成したものであり、本件開示請求の時点にお

いては作成されていないことから、その点でも本件請求文書に該当しないと認められる。

5 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

6 審議会の要望

南保健所は、平成21年の定例立入検査の際に本件病院から本件事故に関する報告を受けてから、平成23年に保健所作成報告書を作成するまでの間、本件病院に対して再発防止に関する指導等を行ったとしている。しかし、この間の本件事故に関する南保健所の対応等の記録については、職員の個人的なメモしか残されておらず、これに関する行政文書は一切作成されていない。

南保健所は、本件病院から聞き取り調査や立入調査等を行っているのだから、これらの各時点で、組織として、経緯、対応等を記録し、それを共用すべきものであるが、記録として職員の個人的なメモしかないことは、情報の取扱いとして、適切、妥当であるとは言い難い。

特に、本件の場合、医療監視という医療の質の確保に関わる業務の性質上、医療機関に対しどのような指導等を行ったかは、市民の生命、身体の安全にも関わる重要な情報である。

したがって、医療事故に関する聞き取り調査、現場確認、立入調査、指導等の対応を行った場合には、その都度、行政文書として記録を作成するなど事務取扱いを改善するよう強く要望する。

第 6 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成23年 7月 1日	諮問書の受理
7月 8日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
9月29日	実施機関に弁明意見書を提出するよう再通知
11月15日	実施機関に弁明意見書を提出するよう再通知
平成24年 2月 6日	実施機関の弁明意見書を受理
2月 7日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
6月 1日	異議申立人に反論意見書及び意見陳述申出書の提出について意思を明らかにするよう再通知

平成25年 2月 6日 (第 175回審議会)	調査審議
5月17日 (第 178回審議会)	調査審議
8月23日 (第 181回審議会)	調査審議
9月 9日	答申